第九十四条第六項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改める。

第九十五条第三項及び第百七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百十条中「、福祉年金勘定」を削る。

第百十一条第二項第二号イ中「及び福祉年金給付費」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百十二条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第百十三条第一項中「（第九号を除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第百十四条第三項中「第百二十条第二項第五号」を「第百二十条第二項第四号」に改め、同条第四項中「第百二十条第二項第六号」を「第百二十条第二項第五号」に改める。

第百二十条第二項第一号中「（第九号を除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第百二十一条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第百二十三条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百二十四条第一項中「、農業経営基盤強化事業」を削り、「及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」を「、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第二号中「米穀等をいう。第百二十七条第四項第一号ロ」を「米穀等をいう。第百二十七条第二項第一号ロ」に、「麦等をいう。第百二十七条第四項第一号ロ」を「麦等をいう。同号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4　この節において「農業共済再保険事業等」とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条の規定による再保険事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業をいう。

5　この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。）及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6　この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。

第百二十六条中「、農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定」に改める。

第百二十七条第一項及び第二項を削り、同条第三項第一号イ中「（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同号ロ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同項第二号イ中「第百二十四条第三項」を「第百二十四条第二項」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項を同条第一項とし、同条第四項第一号ニ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　証券の発行収入金

ヘ　一時借入金の借換えによる収入金

第百二十七条第四項第二号トを次のように改める。

ト　証券の償還金及び利子

第百二十七条第四項第二号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

チ　一時借入金及び融通証券の利子

リ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

第百二十七条第四項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　農業共済再保険事業等の再保険料等（農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び同法第百四十一条の六の保険料をいう。以下この節において同じ。）

ロ　一般会計からの繰入金

ハ　積立金からの受入金

ニ　積立金から生ずる収入

ホ　借入金

ヘ　附属雑収入

二　歳出

イ　農業共済再保険事業等の再保険金等（農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び同法第百四十一条の七の保険金をいう。以下この節において同じ。）

ロ　農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定による交付金

ハ　農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ　借入金の償還金及び利子

ホ　一時借入金の利子

ヘ　業務勘定への繰入金

ト　附属諸費

4　漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　漁船再保険事業の再保険料

ロ　一般会計からの繰入金

ハ　積立金からの受入金

ニ　積立金から生ずる収入

ホ　借入金

ヘ　附属雑収入

二　歳出

イ　漁船再保険事業の再保険金

ロ　漁船損害等補償法第百四十条の規定による交付金

ハ　漁船再保険事業の再保険料の還付金

ニ　借入金の償還金及び利子

ホ　一時借入金の利子

ヘ　業務勘定への繰入金

ト　附属諸費

第百二十七条第五項第一号イ中「農業経営基盤強化勘定」及び「及び食糧管理勘定（以下この節において「他勘定」という。）」を削り、同号ロを同号ヘとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　食糧管理勘定からの繰入金

ハ　農業共済再保険勘定からの繰入金

ニ　漁船再保険勘定からの繰入金

ホ　漁業共済保険勘定からの繰入金

第百二十七条第五項第二号イを次のように改める。

イ　農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費